

○木津川市ラブホテル建築規制条例

平成19年3月12日条例第183号

改正

平成30年9月28日条例第38号

木津川市ラブホテル建築規制条例

(目的)

第1条 この条例は、木津川市における社会環境の保全及び青少年の健全な育成を図るため、ラブホテルの営業を行う施設の建築等に対し必要な規制を行うことにより、住民の快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ラブホテル」とは、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する営業をいう。以下同じ。）を目的とする建築物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 玄関が閉鎖的であり、一般に開放された形態でないと認められるもの
 - (2) 受付及び応接の用に供する帳場、フロント等から共用の廊下、階段、昇降機等によって客室に通じる構造でなく、車庫、駐車場又は当該施設の敷地から直接客室に通じる構造であると認められるもの
 - (3) 性的感覚を刺激するための装置、照明、装飾品その他の通常のホテルにない特別な設備を有するもの
 - (4) 建物の構造が、全体として、通常のホテルとは認められないもの
 - (5) 建物の外観が、付近の生活環境・景観又は青少年の健全な育成に支障をきたすと認められるもの
 - (6) 建物の場所が、通常のホテルが立地するのに適切であると認められないもの
- (事前の届出、申請及び同意)

第3条 市内において旅館業を目的とする建築物を建築し、又は修繕し、若しくは模様替えをしようとする者（以下「建築主」という。）は、木津川市開発指導要綱（平成19年木津川市告示第120号）の規定による開発計画事前協議申請書又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認申請書を提出する前に（これらの申請書の提出を必要としない場合にあっては事前に）、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならぬ。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、木津川市ラブホテル建築規制審議会（以下「審議会」という。）に諮問の上、当該届出に係る行為の内容がラブホテルを目的とするものであると認められるか否かについて認定し、当該建築主に通知するものとする。
- 3 前項の規定により当該届出の内容がラブホテルの建築又はラブホテルを目的とする修繕若しくは模様替えであると認定された建築主は、市長に申請して、その同意を得なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による同意の申請があったときは、審議会に諮問の上、同意又は不同意の決定を行い、当該建築主に通知するものとする。

（審議会の設置）

第4条 木津川市におけるラブホテルの建築等の規制に関して、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うために木津川市ラブホテル建築規制審議会を設置する。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（同意の基準）

第5条 市長は、第3条第3項の規定に基づき同意を求められた場合において、当該ラブホテルが次の各号のいずれかに該当する地域又は区域に位置するときは、同意をしないものとする。ただし、当該申請が現に存するラブホテルに係るものであるときは、この限りでない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに市街化調整区域
- (2) 小中学校の児童生徒が通学の用に供する道路その他の道路で規則で定めるものの両側100メートル以内の区域

（建築等の指導）

第6条 市長は、第3条第4項の規定による同意をする場合において、当該ラブホテルの構造、設備、外観又はこれに附属する屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。）がこの条例の目的を阻害し、又は付近の景観と調和しないと認めるときは、建築主に対し必要な指導を行うものとする。

（中止命令等）

第7条 市長は、建築主が第3条第3項の規定に違反してラブホテルを建築し、又はラブホテルを目的とする修繕若しくは模様替えをしようとするときは、当該工事の中止又は当該建築物の除却を命じることができる。

2 市長は、建築主が前項の中止命令に従わないときは、その旨公表するとともに行政上必要な措置をとるものとする。

(立入調査)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工事中若しくは完成後の建築物又は敷地に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を証する証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第3条第3項の規定に違反してラブホテルを建築し、若しくはラブホテルを目的とする修繕若しくは模様替えをした者又は第7条第1項の規定による中止命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

2 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第8条の規定による建築物の立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の木津町ラブホテル建築規制条例（昭和61年木津町条例第8号）又は山城町ラブホテル建築等規制条例（昭和58年山城町条例第26号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成30年9月28日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。